毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和２年12月11日
金　曜　日

第4724号

目　　　　次

**規　　則**

○富山県栄養士法施行規則及び富山県調理師法施行規則の一部を改正する規則　1

**告　　示**

○土地改良区の定款変更の認可　4
○収去飼料の試験結果の公表　5

**公安委員会告示**

○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正　8

**公　　告**

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出　9
○都市計画の変更案の縦覧　10
○開発行為の工事完了　12

## 規　　　　則

富山県栄養士法施行規則及び富山県調理師法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和２年12月11日

富山県知事　新　田　八　朗

**富山県規則第62号**

富山県栄養士法施行規則及び富山県調理師法施行規則の一部を改正する規則

（富山県栄養士法施行規則の一部改正）

**第１条**　富山県栄養士法施行規則（平成12年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「氏名　　　　　　　　　　　　㊞」を

「氏名

（通称名）　に、

（旧姓）　」

「３　栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無（有の場合、違反の事実及び年月日）

有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・　無　」

を

「３　栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無（有の場合、違反の事実及び年月日）

有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿・　無

４　旧姓併記の希望の有無

有　・　無　」

に改め、同様式備考４を次のように改める。

４　氏名は、戸籍上の文字で記入すること。

様式第１号備考５を削る。

様式第２号中「㊞」を削り、

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな<br>旧氏名 | | 旧本籍地都道府県名（国籍） | |
| ふりがな<br>新氏名 | | 新本籍地都道府県名（国籍） | |

」

を

「

| | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 本籍地都道府県名（国籍） | | |
| ふりがな | | |
| 氏名 | | |
| | （旧姓） | （旧姓） |
| 旧姓併記の希望 | | 有　・　無 |
| 通称名 | | |

」

に改め、同様式備考２を削り、同様式備考３を同様式備考２とし、同様式備考４中「氏名は」を「氏名は、」に、「し、自署する場合は、押印を省略することができる」を「すること」に改め、同様式備考４を同様式備考３とする。

様式第３号中「㊞」を削り、同様式備考２を削り、同様式備考３を同様式備考２とし、同様式備考４中「氏名は」を「氏名は、」に、「し、自署する場合は、押印を省略することができる」を「すること」に改め、同様式備考４を同様式備考３とする。

様式第４号中「㊞」を削り、同様式備考２を削り、同様式備考３を同様式備考２とし、同様式備考４中「氏名は」を「氏名は、」に、「し、自署する場合は、押印を省略することができる」を「すること」に改め、同様式備考４を同様式備考３とする。

（富山県調理師法施行規則の一部改正）

**第２条**　富山県調理師法施行規則（昭和34年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「本籍（氏名）」を「本籍（氏名、通称名）」に、「うえ」を「上、」に、「下さる」を「くださる」に、

「

１　本籍　旧

　　　　　新

２　氏名　旧

　　　　　新

３　変更の理由

」

を

「

| | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 本籍 | | |
| 氏名 | <br>（旧姓） | <br>（旧姓） |
| 通称名 | | |

１　旧姓併記の希望の有無　有・無

２　変更の理由

」

に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

１　申請書には、免許証及び戸籍抄本を添付すること。

２　「旧姓併記の希望の有無」については、該当するものを○で囲むこと。

様式第３号中「㊞」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考　免許証を破り、又は汚した場合は、その免許証を添付すること。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、令和３年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定（富山県調理師法施行規則様式第１号中「うえ」を「上、」に、「下さる」を「くださる」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（健 康 課）

## 告　　示

**富山県告示第501号**

土地改良区の定款変更の認可について

室山野用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、令和２年11月30日認可した。

令和２年12月11日

富山県知事　新　田　八　朗

**富山県告示第502号**

土地改良区の定款変更の認可について

福岡町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24

年法律第 195号）第30条第２項の規定により、令和２年12月２日認可した。

令和２年12月11日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

**富山県告示第503号**

収去飼料の試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第７項の規定により、令和２年10月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和２年12月11日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

1　安全性に関する検査

| 製造事業場等の名称、法人番号及び所在地 | 収去場所及び法人番号 | 飼料又は飼料添加物の区分 | 飼料又は飼料添加物の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験項目 | 違反の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北信産業(株)<br>2100001003106<br>長野県長野市 | 東部家畜保健衛生所管内牛飼養農家 | 牛用混合飼料 | セサミ育成フィード（前期） | Ｒ２．１０ | かび毒－アフラトキシン$B_1$、ゼアラレノン<br>動物性飼料－肉骨粉 | 無 |
| 同上 | 同上 | 牛用混合飼料 | セサミヘルスフィード | Ｒ２．１０ | かび毒－アフラトキシン$B_1$、ゼアラレノン<br>動物性飼料－肉骨粉 | 無 |
| 沼田製粉(株)飼料工場<br>9230001009067<br>富山県小矢部市 | 同左 | ふすま | 特撰　ふすま | Ｒ２．１０ | 動物性飼料－肉骨粉 | 無 |
| 同上 | 同左 | ふすま | ブラン　フィード　DN８５ | Ｒ２．１０ | 動物性飼料－肉骨粉 | 無 |

2　栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称、法人番号及び所在地 | 収去場所及び法人番号 | 飼料の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験項目 | 違反の内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日本農産工業(株)<br>知多工場<br>6020001015642<br>愛知県知多市 | 富山飼料畜産(有)<br>(保管倉庫)<br>黒部市<br>2230002008982 | ノーサン印<br>肉豚肥育用配合飼料<br>ウイニー肉豚マッシュ | R２．１０ | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分 | 無 |
| 同上 | 湯浅商事(株)北陸支店<br>(保管倉庫)<br>高岡市<br>1180001033286 | ノーサン印<br>子豚人工乳後期用配合飼料<br>スタータークランブル | R２．１０ | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分 | 無 |
| 中部飼料(株)<br>鹿島工場<br>2180001094757<br>茨城県神栖市 | (有)砺波飼料<br>(保管倉庫)<br>砺波市<br>9230002010395 | マル中印<br>種豚飼育用配合飼料<br>CR妊娠期 | R２．１０ | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分 | 無 |
| 日和産業(株)<br>坂出工場<br>7140001002355<br>香川県坂出市 | (有)小林有機<br>(保管倉庫)<br>射水市<br>3230002014402 | ニチワ印<br>成鶏飼育用配合飼料ホープ | R２．９ | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分 | 無 |
| JA東日本くみあい飼料(株)<br>知多工場<br>8070001021304<br>愛知県知多市 | JA東日本くみあい飼料(株)<br>東海支店北陸駐在<br>北陸中継基地<br>射水市<br>8070001021304 | 育成用１８P | R２．１０ | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分 | 無 |
| 中部飼料(株)<br>知多工場<br>2180001094757<br>愛知県知多市 | 丸七商事（株）北陸営業部<br>富山営業所（保管倉庫）<br>小矢部市<br>8110001005335 | マル中印乳用牛<br>飼育用配合飼料<br>デイリーKagaプロ | R２．１０ | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分 | 無 |

## 富山県公安委員会告示第179号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和２年12月13日から施行する。

令和２年12月11日

富山県公安委員会

委員長　麦　野　英　順

別表第１⑶　一方通行

上市町の項第８号の次に次の４号を加える。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 9 | 上市町中江上107先から同町中江上226－１先までに至る高速自動車国道北陸自動車道上市スマートインターチェンジランプウェーは、同順路（流入ランプウェー入口から上り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。 | 360 | 終日 | 自動車 |
| | 10 | 上市町東江上270－２先から同町中江上107先までに至る高速自動車国道北陸自動車道上市スマートインターチェンジランプウェーは、同順路（上り線流出口から流出ランプウェー出口まで）の進行方向の一方通行とする。 | 370 | 終日 | 自動車 |
| | 11 | 上市町東江上280－１先から同町東江上８－２先までに至る高速自動車国道北陸自動車道上市スマートインターチェンジランプウェーは、同順路（流入ランプウェー入口から下り線流入口まで）の進行方向の一方通行とする。 | 340 | 終日 | 自動車 |
| | 12 | 上市町東江上８－２先から同町東江上280－１先までに至る高速自動車国道北陸自動車道上市スマートインターチェンジランプウェーは、同順路（下り線流出口から流出ランプウェー出口まで）の進行方向の一方通行とする。 | 370 | 終日 | 自動車 |

富山市の項第192号を次のように改める。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 192 | 富山市千歳町一丁目１富山地方鉄道千歳変電所前から同市赤江町７－14先交差点までに至る市道区画街路第503号線は、同順路の進行方向の一方通行とする。 | 117 | 終日 | 自動車・原付 |

別表第５　最高速度の指定

上市町の項第55号の次に次の４号を加える。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 56 | 高速自動車国道<br>北陸自動車道 | 中新川郡上市町中江上 116－２先　上り線流入ランプウェーゲートから<br>同　　　　　　中江上 226－１先　上り線流入口まで | 210 | 終日 | 40 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 57 | 高速自動車国道<br>北陸自動車道 | 中新川郡上市町中江上 270－２先　上り線流出口から<br>同　　　　　　中江上 116－２先　上り線流出ランプウェーゲートまで | 240 | 終日 | 40 | |
| | 58 | 高速自動車国道<br>北陸自動車道 | 中新川郡上市町東江上 280－１先　下り線流入ランプウェーゲートから<br>同　　　　　　東江上８－２先　下り線流入口まで | 230 | 終日 | 40 | |
| | 59 | 高速自動車国道<br>北陸自動車道 | 中新川郡上市町東江上８－２先　下り線流出口から<br>同　　　　　　東江上 280－１先　下り線流出ランプウェーゲートまで | 290 | 終日 | 40 | |

# 公　　　告

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和２年12月11日

富山県知事　新　田　八　朗

１　店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ五福店　富山市五福字見付田5720番２　ほか６筆

２　店舗を設置する者　株式会社クスリのアオキ

３　店舗において小売業を行う者　株式会社クスリのアオキ

４　新設の日　令和３年７月１日

５　店舗面積の合計　1,350㎡

６　店舗の施設の配置に関する事項

⑴　駐車場の位置及び収容台数　建物敷地西側１箇所／53台

⑵　駐輪場の位置及び収容台数　建物西側１箇所／25台

⑶　荷さばき施設の位置及び面積　建物北西側１箇所／28㎡

⑷　廃棄物等の保管施設の位置及び容量　建物北側２箇所／6.67㎥

７　店舗の施設の運営方法に関する事項

⑴　店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　午前９時及び翌午前０時
⑵　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　駐車場／午前８時30分～翌午前０時30分
⑶　駐車場の自動車の出入口の数及び位置　３箇所／敷地西側２箇所　敷地南側１箇所
⑷　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　荷さばき施設／午前６時～午後10時

８　届出の日　令和２年12月１日

９　縦覧場所　富山県商工労働部商業まちづくり課

10　縦覧期間　令和２年12月11日から令和３年４月12日まで

11　その他

　当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
⑵　⑴の事項の公表の可否
⑶　当該店舗の名称及び所在地
⑷　意見及びその理由

**都市計画の変更案の縦覧**

　都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

　なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和２年12月11日

富山県知事　新　田　八　朗

1　都市計画の種類及び名称

（種類）　富山高岡広域都市計画道路

（名称）　３・３・102号　富山高岡８号バイパス線

３・４・219号　北代線

2　都市計画を変更する土地の区域

⑴　追加する部分

富山市金山新字天惣割、金山新南、八ヶ山字向田、八町東、八町中、北代字江先、大塚字法京、大塚字観音堂、本郷北部、本郷字海老塚及び本郷字天笠坪の各一部

⑵　変更する部分

富山市金泉寺、三上字前田割、三上字石橋割、小西、小西字八束苅割、小西字上穴田割、新屋字合田割、飯野字向梅子割、豊田本町三丁目、下冨居一丁目字勝膳割、豊田町二丁目、豊田町二丁目字前田割、豊田本町二丁目、豊田町一丁目、粟島町一丁目字畠田割、粟島町一丁目字内四百歩、粟島町一丁目字外四百歩割、粟島町一丁目字中半反東割、粟島町一丁目字中半田割、中島一丁目字流田割、中島一丁目字三百割、中島一丁目字外幅割、中島一丁目字立割、上野新町、金山新東、金山新中、宮尾、田尻東、田尻南、田尻西、寺島、八ヶ山、八町南、八町、北代北部、北代中部、高木東、大塚東、大塚西、大塚南、高木西、本郷東部、本郷中部、本郷西部及び射水市白石の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3　都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

⑴　期間

令和２年12月11日から令和２年12月25日まで

⑵　場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、３の⑵に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定により公告する。

令和２年12月11日

富山県知事　新　田　八　朗

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公共施設 | | 開発許可を受けた者 | |
|---|---|---|---|---|
| | 位置・区域 | 種類 | 住所 | 氏名 |
| 砺波市頼成418番、419番、421番、424番２、426番、427番、428番、429番、430番、431番、2073番の一部、2074番の一部、1067番の一部及び1073番の一部 | 同　左 | 道路<br>（消雪施設）<br>下水道<br>公園<br>水路<br>（調整池） | 南砺市福光1036番地２ | アラックスホーム株式会社 |
| 射水市戸破字神川2608番１、2609番１、2610番、2612番１、2613番、2614番１、2615番１、2616番１、2617番１、2618番１、2619番１、2620番１、2621番１、2622番１、2611番１の一部及び2608番地先 | 同　左 | 道　路<br>下水道 | 射水市戸破3523番地 | 伊勢住建株式会社 |
| 射水市朴木79番、80番及び81番並びに82番１、420番、421番、422番、625番、626番、627番、629番及び630番の各一部 | 同　左 | 道　路<br>下水道 | 射水市戸破3523番地 | 伊勢住建株式会社 |

令和２年12月11日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番